

大分県報

平成二十九年
号外（八四）
九月二十日

（水曜日）

目次

告示

災害救助法による救助の実施……………一
被災者生活再建支援法の対象となる自然災害……………一

○告示

大分県告示第五百五十一号

平成二十九年九月十七日発生の平成二十九年台風第十八号による災害に関し、同日から佐伯市及び津久見市の区域に災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

平成二十九年九月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県告示第五百五十二号

平成二十九年九月十七日から、佐伯市及び津久見市の区域内において発生した平成二十九年台風第十八号による災害を、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

平成二十九年九月二十日

大分県知事 広瀬勝貞